

議事要旨(3) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び小賀坂主席研究員より、審議事項(3)-1に基づき、今後のスケジュールとして、来年の第 2 四半期に公開草案、来年中に最終基準化の予定であることと、重要な論点については委員会で意思確認により方向性を暫定的に決めていくことについて説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、審議事項(3)-2に基づき、論点整理に寄せられた主なコメントの概要及びコメントへの対応（案）について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

【論点 1】少数株主持分の取扱いについて

- ある委員より、財務諸表表示専門委員会において包括利益の表示が検討されており、子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額はその他の包括利益に含まれるため、包括利益あるいは当期純利益との関係について整理していく必要がある旨の意見があった。事務局からは、論点整理では、現行の親会社説に基づいて株主資本の範囲を整理しており、当該差額は資本ではないという整理である旨の回答があった。
- あるオブザーバーより、少数株主との取引が資本取引ではないとすることは、東京合意の趣旨に反するのではないかという意見があった。また、ある委員からは、資本取引も検討すべきというコメントを十分踏まえて今後検討すべきであるとの意見があった。事務局からは、現行の純資産の会計基準における株主資本の範囲を見直さない限り、資本取引ではないが、この株主資本の範囲については IASB と FASB が検討中の負債と資本のプロジェクトの動向も踏まえる必要があることが説明された。
- ある委員より、現行の当期純利益は親会社説と整合的であるが、仮に少数株主持分を資本とした場合、当期純利益に少数株主分も含まれることになるため、財務諸表表示専門委員会と連携していく必要がある旨の意見があった。事務局からは、どのように進めていくか検討する旨の回答があった。

（審議の進め方について）

- ある委員より、【論点 1】や【論点 4】については、企業結合専門委員会において十分に議論したほうが良い旨の意見があった。事務局からは、【論点 4】については長い間議論を重ねており、論点に応じて専門委員会でも議論していく旨の回答があった。
- ある委員より、例えば【論点 4】のれんの会計処理では、のれんは本来償却すべきだが、コンバージェンスの観点から償却しないと考えるなど、二者択一でなくしっかりと議論し、どのように日本基準の考え方を維持していくかであるという意見があった。事務局からは、委員会で十分な議論をしていきたい旨の回答があった。

以 上